

【農は国の本なり】

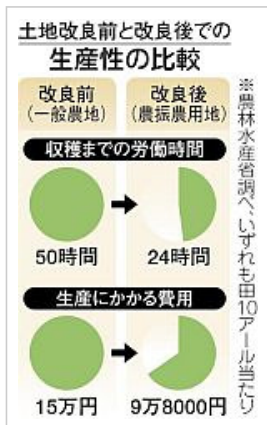
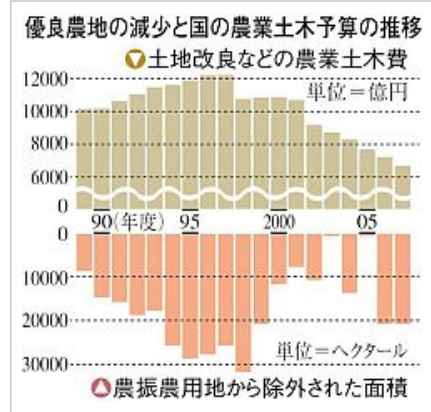
第2部・農地転用の間 番外編2 税で改良、一方転用

2009年2月18日

生産性が高い優良農地である農振農用地はピークの1987年度には454万ヘクタールあったが、20年間で琵琶湖5個分の33万ヘクタールが失われた。農地のために使われた税金が、十分に生きていない実態がある。

農振農用地は20ヘクタール以上の集団で存在する優良農地で、全国の農地面積の8割以上を占める。農地法で転用が禁じられているものの、集団の端っこで転用申請があった場合や、転用が続いて集団面積が小さくなった場合には、市町村が都道府県の同意を得て除外することで、転用できるようになる。

2007年度の除外面積は約2万1000ヘクタールで、うち1割強が直後に商工業用地や宅地、公共施設用地などに転用された。残る除外面積も、規制が緩い農地や市街化区域となり、転用の可能性が高まる。



国は農業の生産性を高めるために昭和30年代後半から土地改良事業を本格化。土地改良は大型機械で作業ができるよう、土地をまとめて区画を広げ、用水路や排水路、農道も併せて整備する。農水省によると、3反(30アール=0.3ヘクタール)以上に広げた田では労働時間は半減し、生産費用は3割減る。

一方で農水省は、土地改良などの農業土木事業に最盛期の1997年度で1兆2000億円余を投入、いまま農業予算総額の4分の1を注ぎ続けており、転用を許しては別の土地改良に血税を注ぐ、という矛盾をさらけ出している。